

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第九号

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

例等の一部を改正する条例

(老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条 (基本方針) (略)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>一一六 (略)</p> <p>七 虐待の防止のための措置に関する事項 (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>2 (非常災害対策) (略)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>3 養護老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2―11 (略)</p> <p>12 (略)</p> <p>一 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員 二―五 (略)</p> <p>(処遇の方針)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2―5 (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>第一条 (基本方針) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>一一六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>2 (非常災害対策) (略)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2―11 (略)</p> <p>12 (略)</p> <p>一 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員 二―五 (略)</p> <p>(処遇の方針)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2―5 (略)</p> <p>6 (略)</p>

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(施設長の責務)

第十六条 (略)

(施設長の責務)

第十六条 (略)

2 養護老人ホームの施設長は、職員に第七条第八条、第十二条から前条まで及び次条から第二十条の二までに規定する事項を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

2 養護老人ホームの施設長は、職員に第七条第八条、第十二条から前条まで及び次条から第二十条までに規定する事項を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制等)

第十七条 (略)

(勤務体制等)

第十七条 (略)

2 養護老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該養護老人ホームの設置者は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

3 養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

3 養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第十七条の二 養護老人ホームの設置者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し

第十七条の二 養護老人ホームの設置者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し

当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

2 養護老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 養護老人ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

3 養護老人ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第十七条の三 養護老人ホームの設置者は、入

第十七条の三 養護老人ホームの設置者は、入

所者の使用する食器その他の設備又は飲用に

所者の使用する食器その他の設備又は飲用に

供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2| 養護老人ホームの設置者は、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第二十条 養護老人ホームの設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するた
めの担当者を置くこと。

2-4 (略)

（虐待の防止）

第二十条の二 養護老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第二十条 養護老人ホームの設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

2-4 (略)

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(基本方針) 第二条 (略) 2―4 (略) 5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(職員の専従) 第六条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>(基本方針) 第二条 (略) 2―4 (略)</p> <p>(職員の専従) 第六条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(第二十五条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。))を除く。以下この条において同じ。)にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員、地域密着型特別養護老人ホーム(第十条第八項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。))にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員については、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りで</p>

ない。

(運営規程)
第七条 (略)

(運営規程)
第七条 (略)

一七 (略)

一七 (略)

八 虐待の防止のための措置に関する事項

八 (略)

九 (略)

(非常災害対策)

(非常災害対策)

第八条 (略)

第八条 (略)

2 (略)

2 (略)

3 | 特別養護老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(処遇の方針)

(処遇の方針)

第十四条 (略)

第十四条 (略)

2 | 5 (略)

2 | 5 (略)

6 (略)

6 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

7 (略)

7 (略)

(施設長の責務)

(施設長の責務)

第十八条 (略)

第十八条 (略)

2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第七条、第八条及び第十一条から第二十三条の二までに規定する事項を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第七条、第八条及び第十一条から第二十三条までの規定までに規定する事項を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制等)

(勤務体制等)

第十九条 (略)

第十九条 (略)

2 | 特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該特別養護老人ホームの設置者は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

3 | 特別養護老人ホームの設置者は、適切なサービスを提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化

等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第十九条の二 特別養護老人ホームの設置者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2| 特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3| 特別養護老人ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十条 (略)

第二十条 (略)

(衛生管理等)

第二十條の二 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2| 特別養護老人ホームの設置者は、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一| 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

二| 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三| 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

四| 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第二十三條 (略)

一・二 (略)

三| 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるも

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第二十三條 (略)

一・二 (略)

三| 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

のとする。)及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2-4 (略)

(虐待の防止)

第二十三条の二 特別養護老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基本方針)

第二十六条 (略)

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(運営規程)

第二十七条 (略)

一八 (略)

九 虐待の防止のための措置に関する事項 (略)

(設備の基準)

第二十八条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一 (略)

イ (略)

- (1) (略)
- (2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3) (略) 一の居室の床面積等は、十・六五平方

2-4 (略)

(基本方針)

第二十六条 (略)

2 (略)

(運営規程)

第二十七条 (略)

一八 (略)

九 (略)

(設備の基準)

第二十八条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一 (略)

イ (略)

- (1) (略)
- (2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) (略) 一の居室の床面積等は、次のいずれ

方メートル以上とすること。ただし、
(1)ただし書の場合にあっては、二十一
・三平方メートル以上とすること。

かを満たすこと。

(一) 十・六五平方メートル以上とする
こと。ただし、(1)ただし書の場合に
あっては、二十一・三平方メートル
以上とすること。
(二) ユニットに属さない居室を改修し
たものについては、定員が一人の居
室の場合にあっては十・六五平方メ
ートル以上とし、(1)ただし書の場合
にあっては、二十一・三平方メート
ル以上とすること。これらの場合に
あっては入居者相互の視線が遮断で
きれば、居室を隔てる壁と、天井と
の間に一定の隙間が生じていても差
し支えない。

(5) (9) (略)

ローニ (略)

二一四 (略)

5・6 (略)

(サービスの取扱方針)

第二十九条 (略)

2一7 (略)

8 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検
討する委員会(テレビ電話装置等を活用し
て行うことができるものとする。)を三月
に一回以上開催するとともに、その結果に
ついて、介護職員その他の従業者に周知徹
底を図ること。

二・三 (略)

9 (略)

(勤務体制等)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 | ユニット型特別養護老人ホームの設置者は
職員に対し、その資質の向上のための研修の
機会を確保しなければならない。その際、当
該ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、
全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、
介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に
規定する政令で定める者等の資格を有する者
その他これに類する者を除く。)に対し、認
知症介護に係る基礎的な研修を受講させるた
めに必要な措置を講じなければならない。

4 | ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、
適切なサービスの提供を確保する観点から、
職場において行われる性的な言動又は優越的
な関係を背景とした言動であつて業務上必要
かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就
業環境が害されることを防止するための方針
の明確化等の必要な措置を講じなければなら

かを満たすこと。

(一) 十・六五平方メートル以上とする
こと。ただし、(1)ただし書の場合に
あっては、二十一・三平方メートル
以上とすること。

(二) ユニットに属さない居室を改修し
たものについては、定員が一人の居
室の場合にあっては十・六五平方メ
ートル以上とし、(1)ただし書の場合
にあっては、二十一・三平方メート
ル以上とすること。これらの場合に
あっては入居者相互の視線が遮断で
きれば、居室を隔てる壁と、天井と
の間に一定の隙間が生じていても差
し支えない。

(5) (9) (略)

ローニ (略)

二一四 (略)

5・6 (略)

(サービスの取扱方針)

第二十九条 (略)

2一7 (略)

8 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検
討する委員会を三月に一回以上開催すると
ともに、その結果について、介護職員その
他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

9 (略)

(職員の配置等)

第三十一条 (略)

2 (略)

ない。

(準用)
第三十三条 第三条から第六条まで、第八条、
第十一条から第十三条まで、第十六条から第
十八条まで、第十九条の二及び第二十条の二
から第二十三条の二までの規定は、ユニット
型特別養護老人ホームについて準用する。こ
の場合において、第十八条第二項中「第七条
第八条及び第十一条から第二十三条の二まで
」とあるのは「第二十七条及び第二十九条か
ら第三十二条まで並びに第三十三条において
準用する第八条、第十一条から第十三条まで、
第十六条から第十八条まで、第十九条の二及
び第二十条の二から第二十三条の二まで」と
読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第三十七条 地域密着型特別養護老人ホームの
設置者は、次の各号に掲げる職員の区分に応
じ、当該各号に定める員数の職員を置かなけ
ればならない。ただし、他の社会福祉施設等
の栄養士との連携を図ることにより当該地域
密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を
期待することができる場合であつて、入所者
の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士
を置かないことができる。

- 一七 (略)
- 一八 (略)
- 一九 (略)
- 二〇 (略)
- 二一 (略)
- 二二 (略)
- 二三 (略)
- 二四 (略)
- 二五 (略)
- 二六 (略)
- 二七 (略)
- 二八 (略)
- 二九 (略)
- 三〇 (略)
- 三一 (略)
- 三二 (略)
- 三三 (略)
- 三四 (略)
- 三五 (略)
- 三六 (略)
- 三七 (略)
- 三八 (略)
- 三九 (略)
- 四〇 (略)
- 四一 (略)
- 四二 (略)
- 四三 (略)
- 四四 (略)
- 四五 (略)
- 四六 (略)
- 四七 (略)
- 四八 (略)
- 四九 (略)
- 五〇 (略)
- 五一 (略)
- 五二 (略)
- 五三 (略)
- 五四 (略)
- 五五 (略)
- 五六 (略)
- 五七 (略)
- 五八 (略)
- 五九 (略)
- 六〇 (略)
- 六一 (略)
- 六二 (略)
- 六三 (略)
- 六四 (略)
- 六五 (略)
- 六六 (略)
- 六七 (略)
- 六八 (略)
- 六九 (略)
- 七〇 (略)
- 七一 (略)
- 七二 (略)
- 七三 (略)
- 七四 (略)
- 七五 (略)
- 七六 (略)
- 七七 (略)
- 七八 (略)
- 七九 (略)
- 八〇 (略)
- 八一 (略)
- 八二 (略)
- 八三 (略)
- 八四 (略)
- 八五 (略)
- 八六 (略)
- 八七 (略)
- 八八 (略)
- 八九 (略)
- 九〇 (略)
- 九一 (略)
- 九二 (略)
- 九三 (略)
- 九四 (略)
- 九五 (略)
- 九六 (略)
- 九七 (略)
- 九八 (略)
- 九九 (略)
- 一〇〇 (略)

(準用)
第三十九条 第二条から第八条まで、第十一条
から第十四条まで、第十六条から第二十三条
の二までの規定は、地域密着型特別養護老人
ホームについて準用する。この場合において、
第十八条第二項中「第七条、第八条及び第十
一条から第二十三条の二まで」とあるのは「
第三十八条及び第三十九条において準用する
第七条、第八条、第十一条から第十四条まで
及び第十六条から第二十三条の二まで」と読
み替えるものとする。

- 4 (略)
- 2・3 (略)
- 一 (略)
- イ (略)
- (1) (略)

(準用)
第三十三条 第三条から第六条まで、第八条、
第十一条から第十三条まで、第十六条から第
十八条まで及び第二十一条から第二十三条ま
での規定は、ユニット型特別養護老人ホーム
について準用する。この場合において、第十
八条第二項中「第七条、第八条及び第十一
条から第二十三条まで」とあるのは「第二十
七条及び第二十九条から第三十二条まで並び
に第三十三条において準用する第八条、第十
一条から第十三条まで、第十六条から第十八
条まで及び第二十一条から第二十三条まで」と
読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第三十七条 地域密着型特別養護老人ホームの
設置者は、次の各号に掲げる職員の区分に応
じ、当該各号に定める員数の職員を置かな
ければならない。

- 一七 (略)
- 一八 (略)
- 一九 (略)
- 二〇 (略)
- 二一 (略)
- 二二 (略)
- 二三 (略)
- 二四 (略)
- 二五 (略)
- 二六 (略)
- 二七 (略)
- 二八 (略)
- 二九 (略)
- 三〇 (略)
- 三一 (略)
- 三二 (略)
- 三三 (略)
- 三四 (略)
- 三五 (略)
- 三六 (略)
- 三七 (略)
- 三八 (略)
- 三九 (略)
- 四〇 (略)
- 四一 (略)
- 四二 (略)
- 四三 (略)
- 四四 (略)
- 四五 (略)
- 四六 (略)
- 四七 (略)
- 四八 (略)
- 四九 (略)
- 五〇 (略)
- 五一 (略)
- 五二 (略)
- 五三 (略)
- 五四 (略)
- 五五 (略)
- 五六 (略)
- 五七 (略)
- 五八 (略)
- 五九 (略)
- 六〇 (略)
- 六一 (略)
- 六二 (略)
- 六三 (略)
- 六四 (略)
- 六五 (略)
- 六六 (略)
- 六七 (略)
- 六八 (略)
- 六九 (略)
- 七〇 (略)
- 七一 (略)
- 七二 (略)
- 七三 (略)
- 七四 (略)
- 七五 (略)
- 七六 (略)
- 七七 (略)
- 七八 (略)
- 七九 (略)
- 八〇 (略)
- 八一 (略)
- 八二 (略)
- 八三 (略)
- 八四 (略)
- 八五 (略)
- 八六 (略)
- 八七 (略)
- 八八 (略)
- 八九 (略)
- 九〇 (略)
- 九一 (略)
- 九二 (略)
- 九三 (略)
- 九四 (略)
- 九五 (略)
- 九六 (略)
- 九七 (略)
- 九八 (略)
- 九九 (略)
- 一〇〇 (略)

(準用)
第三十九条 第二条から第八条まで、第十一
条から第十四条まで、第十六条から第二十三
条までの規定は、地域密着型特別養護老人
ホームについて準用する。この場合において、
第十八条第二項中「第七条、第八条及び第十
一条から第二十三条まで」とあるのは「第三
十八条及び第三十九条において準用する第七
条、第八条、第十一条から第十四条まで及び
第十六条から第二十三条まで」と読み替える
ものとする。

- 4 (略)
- 2・3 (略)
- 一 (略)
- イ (略)
- (1) (略)

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(4) (3) (略)
一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とする(イ)。

(5) (9) (略)
ローニ (略)
二一四 (略)
5一7 (略)

(準用)
第四十四条 第三条から第六条まで、第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第十九条の二、第二十条の二から第二十三条の二まで、第二十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十八条第二項中「第七条、第八条及び第十一条から第二十三条の二まで」とあるのは「第四十三条並びに第四十四条において準用する第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第十九条の二、第二十條の二から第二十三条の二まで、第二十七條、第二十九條、第三十一条及び第三十二条」と読み替えるものとする。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(4) (3) (略)
一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(一) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(二) ユニットに属さない居室を改修したもののについては、定員が一人の居室の場合にあつては十・六五平方メートル以上とし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。これらの場合にあつては入居者相互の視線が遮断できれば、居室を隔てる壁と、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(5) (9) (略)
ローニ (略)
二一四 (略)
5一7 (略)

(準用)
第四十四条 第三条から第六条まで、第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第二十一条から第二十三条まで、第二十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十八条第二項中「第七条、第八条及び第十一条から第二十三条まで」とあるのは「第四十三条並びに第四十四条において準用する第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第二十一条から第二十三条まで、第二十七條、第二十九條、第三十一条及び第三十二条」と読み替えるものとする。

(介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第三条 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

改正後

改正前

(基本方針)

第四条 (略)

2・3 (略)

4| 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5| 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百

十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第五条 法第八十八条第一項の規定による指定

介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

一―三 (略)

四 栄養士又は管理栄養士 一以上

五・六 (略)

2・3 (略)

4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がないときは、この限りでない。

(基本方針)

第四条 (略)

2・3 (略)

(従業者の員数)

第五条 法第八十八条第一項の規定による指定

介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

一―三 (略)

四 栄養士 一以上

五・六 (略)

2・3 (略)

4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設(第三十二条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の従業者(介護職員及び第三十九条第一項の規定に基づき配置される看護職員を除く。)又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設

5—10 (略)

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第十四条 (略)

2—5 (略)

6 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第十五条 (略)

2—5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7—12 (略)

(運営規程)

第二十二條 (略)

一—七 (略)

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 (略)

(勤務体制の確保等)

設入所者生活介護の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)をいう。

以下この項において同じ。)を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者(介護職員及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者が従業者の勤務の体制を定めるに当たって、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から行わなければならない)とされる職員配置により配置される看護職員を除く。)については、入所者の処遇に支障がないときは、この限りでない。

5—10 (略)

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第十四条 (略)

2—5 (略)

6 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第十五条 (略)

2—5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7—12 (略)

(運営規程)

第二十二條 (略)

一—七 (略)

八 (略)

(従業者によるサービス提供)

第二十三条 (略)

2| 指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護老人福祉施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

3| 指定介護老人福祉施設の開設者は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第二十三条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2| 指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3| 指定介護老人福祉施設の開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第二十五条 (略)

2| 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第二十五条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2| 指定介護老人福祉施設の開設者は、当該指定介護老人福祉施設における感染症又は食中毒の発生及びまん延の防止のため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

第二十三条 (略)

(非常災害対策)
第二十五条 (略)

- 一 当該指定介護老人福祉施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

第三十条 (事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十条 (略)

- 一・二 (略)
- 三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- 第三十条 (事故発生の防止及び発生時の対応)
- 第三十条 (略)
- 一・二 (略)
- 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

第三十条 (虐待の防止)

第三十条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 い。当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十三条 (基本方針)

第三十三条 (略)

- 3 | 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要

- 2 第三十三条 (基本方針)
- 2 (略)

な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならぬ。

4| ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第三十四条 (設備)
一 (略)

イ (略)

(2) (1) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3) 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とする(イ)。

2 | ロ一ニ (4) (略)
二一五 (略) (略)

(ユニット型指定介護老人福祉施設におけるサービスの取扱方針)
第三十六条 (略)

8 | 2一7 (略) (略)
一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

第三十四条 (設備)
一 (略)

イ (略)

(2) (1) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(一) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(二) ユニットに属さない居室を改修したのものについては、定員が一人の居室の場合にあつては十・六五平方メートル以上とし、(1)ただし書の場合にあつては二十一・三平方メートル以上とすること。これらの場合にあつては、入居者相互の視線が遮断できれば、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

2 | ロ一ニ (4) (略)
二一五 (略) (略)

(ユニット型指定介護老人福祉施設におけるサービスの取扱方針)
第三十六条 (略)

8 | 2一7 (略) (略)
一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)
9 (略)

(運営規程)
第三十八条 (略)

一―八 (略)

九 虐待の防止のための措置に関する事項
(略)

(勤務体制等)

第三十九条 (略)

2 (略)

3| ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4| ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十一条 第七条から第十二条まで、第十五条、第十七条から第二十一条まで、第二十三条の二及び第二十五条から第三十条の二までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第七条中「第二十二条」とあるのは「第三十八条」と、第二十条第二項中「この章」とあるのは「第三十五条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する第七条から第十二条まで、第十五条、第十七条から第二十一条まで、第二十三条の二及び第二十五条から第三十条の二まで」と、第二十一条中「第十五条」とあるのは「第四十一条において準用する第十五条」と、第二十一条第五号中「第十四条第五項」とあるのは「第三十六条第七項」と、第二十一条第六号中「第二十九条第二項」とあるのは「第四十一条において準用する第二十九条第二項」と、第二十一条第七号中「第三十条第三項」とあるのは「第四十一条において準用する第三十条第三項」と読み替えるものとする。

二・三 (略)
9 (略)

(運営規程)
第三十八条 (略)

一―八 (略)

九 (略)

(職員の配置等)

第三十九条 (略)

2 (略)

第四十一条 第七条から第十二条まで、第十五条、第十七条から第二十一条まで及び第二十五条から第三十条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第七条中「第二十二条」とあるのは「第三十八条」と、第二十条第二項中「この章」とあるのは「第三十五条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する第七条から第十二条まで、第十五条、第十七条から第二十一条まで及び第二十五条から第三十条まで」と、第二十一条中「第十五条」とあるのは「第四十一条において準用する第十五条」と、第二十一条第五号中「第十四条第五項」とあるのは「第三十六条第七項」と、第二十一条第六号中「第二十九条第二項」とあるのは「第四十一条において準用する第二十九条第二項」と、第二十一条第七号中「第三十条第三項」とあるのは「第四十一条において準用する第三十条第三項」と読み替えるものとする。

(準用)

(介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

を定める条例の一部改正)

第四条 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(基本方針) 第三条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>(従業者の員数) 第四条 (略) 一―四 (略) 五 栄養士又は管理栄養士 入所定員百以上の介護老人保健施設にあつては、一以上 六・七 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p> <p>6 5 (略)</p> <p>一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士等、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員 二 介護医療院 医師、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員 三 病床数百以上の病院 栄養士若しくは管理栄養士 四 (略)</p> <p>7 第二項第三号から第六号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を</p>	<p>(基本方針) 第三条 (略) 2・3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(従業者の員数) 第四条 (略) 一―四 (略) 五 栄養士 入所定員百以上の介護老人保健施設にあつては、一以上 六・七 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設(第三十三条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の従業者(介護職員を除く。)については、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p> <p>6 5 (略)</p> <p>一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士等、栄養士又は介護支援専門員 二 介護医療院 医師、栄養士又は介護支援専門員 三 病床数百以上の病院 栄養士 四 (略)</p> <p>7 第二項第三号から第六号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を</p>

的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設であつて、第五項第二号に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士等、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

一 理学療法士等又は栄養士若しくは管理栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士等又は栄養士若しくは管理栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。

二 (略)

第六条 (構造設備の基準)

一 (略)

イ (略)

ロ (略)

(1) 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町にあつては、市町長。以下同じ。）又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第二十六条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第二十六条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

(3) (略)

ハ (略)

二一七 (略)

第十四条 (介護保健施設サービスの取扱方針)

2-5 (略)

6 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

7 (略)

第十五条 (施設サービス計画の作成)

的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設であつて、第五項第二号に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士等、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

一 理学療法士等又は栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士等又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。

二 (略)

第六条 (構造設備の基準)

一 (略)

イ (略)

ロ (略)

(1) 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町にあつては、市町長。以下同じ。）又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第二十六条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第二十六条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

(3) (略)

ハ (略)

二一七 (略)

第十四条 (介護保健施設サービスの取扱方針)

2-5 (略)

6 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

7 (略)

第十五条 (施設サービス計画の作成)

2-5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7-12 (略)

(運営規程)

第二十三条 (略)

一-六 (略)

七 虐待の防止のための措置に関する事項
八 (略)

(勤務体制の確保等)

第二十四条 (略)

2| 介護老人保健施設の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護老人保健施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

3| 介護老人保健施設の開設者は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第二十四条の二 介護老人保健施設の開設者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2| 介護老人保健施設の開設者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、

2-5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7-12 (略)

(運営規程)

第二十三条 (略)

一-六 (略)

七 (略)

(従業者によるサービス提供)

第二十四条 (略)

必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3| 介護老人保健施設の開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第二十六条 (略)

2| 介護老人保健施設の開設者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第二十六条の二 介護老人保健施設の開設者は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2| 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の発生及びまん延の防止のため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等)を活用して行うことができるものとする。
(をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。)

二 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十一条 (略)

一・二 (略)
三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等)を活用して行うことができるものとする。(及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。)

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するた
めの担当者置くこと。

2-4 (略)

(虐待の防止)

(非常災害対策)
第二十六条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十一条 (略)

一・二 (略)
三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2-4 (略)

第三十一条の二 介護老人保健施設の開設者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基本方針)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(条例で定めるユニット型介護老人保健施設等の施設等)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ (略)

(1) 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第四十二条において準用する第二十六条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第四十二条において準用する第二十六条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

(3) (略)

ハ (略)

ニ (略)

五 (略)

(基本方針)

第三十四条 (略)

2 (略)

(条例で定めるユニット型介護老人保健施設等の施設等)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ (略)

(1) 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第四十二条において準用する第二十六条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第四十二条において準用する第二十六条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

(3) (略)

ハ (略)

ニ (略)

五 (略)

(ユニット型介護老人保健施設におけるサービスの取扱方針)
第三十七条 (略)

2-7 (略)

8 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

9 (略)

(運営規程)

第三十九条 (略)

一七 (略)

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 (略)

(勤務体制の確保等)

第四十条 (略)

2 (略)

3| ユニット型介護老人保健施設の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4| ユニット型介護老人保健施設の開設者は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十二条 第七条から第十二条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条から第二十二條まで、第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の二までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第七条中「第二十三条」とあるのは「第三十九条」と、第二十一条第二項中「この章」とあるのは「第三十六条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第七条から第十二条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条から第二十二條まで、第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条

(ユニット型介護老人保健施設におけるサービスの取扱方針)
第三十七条 (略)

2-7 (略)

8 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

9 (略)

(運営規程)

第三十九条 (略)

一七 (略)

八 (略)

(職員の配置等)

第四十条 (略)

2 (略)

(準用)

第四十二条 第七条から第十二条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条から第二十二條まで及び第二十六条から第三十一条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第七条中「第二十三条」とあるのは「第三十九条」と、第二十一条第二項中「この章」とあるのは「第三十六条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第七条から第十二条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条から第二十二條まで及び第二十六条から第三十一条まで」と、第二十二條中「第十五条」と

の「二まで」と、第二十二条中「第十五条」とあるのは「第四十二条において準用する第十五条」と、第二十二条第四号中「第三十条第二項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十条第二項」と、第二十二条第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十一条第三項」と読み替えるものとする。

あるのは「第四十二条において準用する第十五条」と、第二十二条第四号中「第三十条第二項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十条第二項」と、第二十二条第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十一条第三項」と読み替えるものとする。

(介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(基本方針)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人權の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上</p> <p>二 二四 (略)</p> <p>五 栄養士又は管理栄養士 療養病床が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上</p> <p>六 (略)</p> <p>3 2 (略)</p> <p>一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上</p> <p>二 二五 (略)</p> <p>六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上</p> <p>七 (略)</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上</p> <p>二 二四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>3 2 (略)</p> <p>一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上</p> <p>二 二五 (略)</p> <p>六 (略)</p>

4・5 (略)

6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第一項第六号及び第三項第七号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が百又はその端数を増すごとに一とする。

7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

8 第一項第六号、第三項第七号及び第六項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。

9・10 (略)

第十五条 (指定介護療養施設サービスの取扱方針)

2-5 (略)

6 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第十六条 (略)

2-5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行

4・5 (略)

6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第一項第五号及び第三項第六号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が百又はその端数を増すごとに一とする。

7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設(ユニット型指定介護療養型医療施設(第二十三条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の従業者(介護職員を除く。)については、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

8 第一項第五号、第三項第六号及び第六項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。

9・10 (略)

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第十五条 (略)

2-5 (略)

6 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第十六条 (略)

2-5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担

うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7-12 (略)

第二十三条 (略)

(運営規程)

一-六 (略)

第二十三条 (略)

七 虐待の防止のための措置に関する事項
八 (略)

七 (略)

(勤務体制の確保等)

(従業者によるサービス提供)

第二十四条 (略)

第二十四条 (略)

2| 指定介護療養型医療施設の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護療養型医療施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

3| 指定介護療養型医療施設の開設者は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

(業務継続計画の策定等)

第二十四条の二 指定介護療養型医療施設の開設者は、感染症や非常災害の発生時において入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2| 指定介護療養型医療施設の開設者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3| 指定介護療養型医療施設の開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(非常災害対策)

第二十六条 (略)

2| 指定介護療養型医療施設の開設者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第二十六条の二 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2| 指定介護療養型医療施設の開設者は、当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の発生及びまん延の防止のため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十一条 (略)

一・二 (略)

三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的にを行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するた

2-4 (略)

(虐待の防止)

第三十一条の二 指定介護療養型医療施設の開設者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 当該指定介護療養型医療施設における虐

(非常災害対策)

第二十六条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十一条 (略)

一・二 (略)

三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2-4 (略)

待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- 二 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基本方針)

第三十四条 (略)

2 (略)

3| ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならぬ。

4| ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(構造設備)

第三十五条 (略)

2 (略)

一 (略)

イ (略)

(1) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(2) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(基本方針)
第三十四条 (略)

2 (略)

(構造設備)

第三十五条 (略)

2 (略)

一 (略)

イ (略)

(1) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(2) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(一) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(二) ユニットに属さない病室を改修したもののについては、定員が一人の病室の場合にあつては十・六五平方メートル以上とし、(1)ただし書の場合にあつては二十一・三平方メートル以上とすること。これらの場合にあつては、入院患者相互の視線が遮断

- (4) ローニ (略)
- 二四 (略)
- 三・四 (略)

第三十六条 (略)

- 2 (略)
- 一 (略)
- イ (略)
- (1) (略)
- (2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。
- (3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

- (4) ローニ (略)
- 二四 (略)
- 三・四 (略)

第三十七条 (略)

- 2 (略)
- 一 (略)
- イ (略)
- (1) (略)
- (2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。
- (3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、

- (4) ローニ (略)
- 二四 (略)
- 三・四 (略)

第三十六条 (略)

- 2 (略)
- 一 (略)
- イ (略)
- (1) (略)
- (2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。
- (3) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

- (一) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。
- (二) ユニットに属さない病室を改修したものに於ては、定員が一人の病室の場合にあつては十・六五平方メートル以上とし、(1)ただし書の場合にあつては二十一・三平方メートル以上とすること。これらの場合にあつては、入院患者相互の視線が遮断できれば、病室を隔てる壁について天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

- (4) ローニ (略)
- 二四 (略)
- 三・四 (略)

第三十七条 (略)

- 2 (略)
- 一 (略)
- イ (略)
- (1) (略)
- (2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。
- (3) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(1)ただし書の場合にあっては、二十一
・三平方メートル以上とする。」と。

3 3・4 (略)
二一四 (略)
ローニ (略)

8 (ユニット型指定介護療養型医療施設にお
けるサービスの取扱方針)
第三十九条 (略)

2 2-7 (略)
8 (略)
一 身体的拘束等の適正化のための対策を検
討する委員会(テレビ電話装置等を活用し
て行うことができるものとする。)を三月
に一回以上開催するとともに、その結果に
ついて、介護職員その他の従業者に周知徹
底を図ること。
二・三 (略)

9 (略)
二・三 (略)
八 (運営規程)
第四十一条 (略)
一七 (略)
九 虐待の防止のための措置に関する事項
(略)

2 (勤務体制等)
第四十二条 (略)
3 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設
者は、従業者に対し、その資質の向上のため
の研修の機会を確保しなければならない。そ
の際、当該ユニット型指定介護療養型医療施
設の開設者は、全ての従業者(看護師、准看
護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八
条第二項に規定する政令で定める者等の資格
を有する者その他これに類する者を除く。)に
対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受
講させるために必要な措置を講じなければな
らない。

3 3・4 (略)
二一四 (略)
ローニ (略)

8 (ユニット型指定介護療養型医療施設にお
けるサービスの取扱方針)
第三十九条 (略)

2 2-7 (略)
8 (略)
一 身体的拘束等の適正化のための対策を検
討する委員会を三月に一回以上開催すると
ともに、その結果について、介護職員その
他の従業者に周知徹底を図ること。

9 (略)
二・三 (略)
八 (運営規程)
第四十一条 (略)
一七 (略)
九 (略)

2 (職員の配置等)
第四十二条 (略)

(一) 十・六五平方メートル以上とする
こと。ただし、(1)ただし書の場合に
あっては、二十一・三平方メートル
以上とすること。
(二) ユニットに属さない病室を改修し
たものについては、定員が一人の病
室の場合にあっては十・六五平方メ
ートル以上とし、(1)ただし書の場合
にあっては二十一・三平方メートル
以上とすること。これらの場合にあ
っては、入院患者相互の視線が遮断
できれば、病室を隔てる壁について
天井との間に一定の隙間が生じてい
ても差し支えない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十四条 第八条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十二條まで、第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の二までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十三条」とあるのは「第四十一条」と、第二十一条第二項中「この章」とあるのは「第三十三条から第四十三条まで並びに第四十四条の規定により準用する第八条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十二條まで、第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の二まで」と、第二十二條中「第十六条」とあるのは「第四十四条において準用する第十六条」と、第二十二條第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第四十四条において準用する第三十条第二項」と、第二十二條第四号中「第三十一条第三項」とあるのは「第四十四条において準用する第三十一条第三項」と読み替えるものとする。

附則

第九条 療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の療養病床の転換（当該療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の使用に供することをいう。附則第十一条において同じ。）を行おうとして、その旨を知事に届け出た病院である指定介護療養型医療施設については、令和六年三月三十一日までの間は、第四条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。

第十条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床（令第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）の転換（当該精神病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要

(準用)

第四十四条 第八条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十二條まで及び第二十六条から第三十一条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十三条」とあるのは「第四十一条」と、第二十一条第二項中「この章」とあるのは「第三十三条から第四十三条まで並びに第四十四条の規定により準用する第八条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十二條まで及び第二十六条から第三十一条まで」と、第二十二條中「第十六条」とあるのは「第四十四条において準用する第十六条」と、第二十二條第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第四十四条において準用する第三十条第二項」と、第二十二條第四号中「第三十一条第三項」とあるのは「第四十四条において準用する第三十一条第三項」と読み替えるものとする。

附則

第九条 療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の療養病床の転換（当該療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の使用に供することをいう。附則第十一条において同じ。）を行おうとして、その旨を知事に届け出た病院である指定介護療養型医療施設については、平成三十六年三月三十一日までの間は、第四条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。

第十条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床（令第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）の転換（当該精神病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要

介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。附則第十二条において同じ。）を行おうとして、その旨を知事に届け出た病院である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、令和六年三月三十一日までの間は、第四条第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上

二一五 (略)

六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

七 (略)

第十一条 療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の療養病床の転換を行おうとして、その旨を知事に届け出た病院である指定介護療養型医療施設の当該届出に係る病床に係る病室に隣接する廊下については、令和六年三月三十一日までの間は、第五条第二項第三号及び第三十五条第二項第二号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第十二条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床の転換を行おうとして、その旨を知事に届け出た病院である指定介護療養型医療施設の当該届出に係る病床に係る病室に隣接する廊下については、令和六年三月三十一日までの間は、第七条第二項第四号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」以上（医学を履修する課程を置く大学に附属する病院その他の病院であつて規則で定めるものの廊下の幅にあつては、二・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル以上」とする。

介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。附則第十二条において同じ。）を行おうとして、その旨を知事に届け出た病院である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成三十六年三月三十一日までの間は、第四条第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上

二一五 (略)

六 (略)

第十一条 療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の療養病床の転換を行おうとして、その旨を知事に届け出た病院である指定介護療養型医療施設の当該届出に係る病床に係る病室に隣接する廊下については、平成三十六年三月三十一日までの間は、第五条第二項第三号及び第三十五条第二項第二号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第十二条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床の転換を行おうとして、その旨を知事に届け出た病院である指定介護療養型医療施設の当該届出に係る病床に係る病室に隣接する廊下については、平成三十六年三月三十一日までの間は、第七条第二項第四号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」以上（医学を履修する課程を置く大学に附属する病院その他の病院であつて規則で定めるものの廊下の幅にあつては、二・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル以上」とする。

（介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第六条 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

目次

第一章・第二章 (略)
第三章 (略)
第一節―第三節 (略)
第四節 運営に関する基準 (第九条―第二十七條の二)
第五節 共生型居宅サービスに関する基準 (第二十七條の三・第二十七條の四)
第六節 (略)
第四章―第十五章 (略)
附則

3 | 2 第三条 (指定居宅サービスの事業の一般原則)
第三条 (略)

3 | 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
4 | 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

2 | 第二十一条 (管理者及びサービス提供責任者の責務)
第二十一条 (略)

3 | 2 (略)
3 | 一・二 (略)
二の二 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「居宅介護支援事業者等」という。)に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
三―八 (略)

(運営規程)
第二十二条 (略)

一―六 (略)
七 虐待の防止のための措置に関する事項
八 (略)

第二十三条 (略)

(業務継続計画の策定等)
第二十三条の二 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」と

目次

第一章・第二章 (略)
第三章 (略)
第一節―第三節 (略)
第四節 運営に関する基準 (第九条―第二十七條)
第五節 共生型居宅サービスに関する基準 (第二十七條の二・第二十七條の三)
第六節 (略)
第四章―第十五章 (略)
附則

2 | 第三条 (指定居宅サービスの事業の一般原則)
第三条 (略)

2 | 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
4 | 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

2 | 第二十一条 (管理者及びサービス提供責任者の責務)
第二十一条 (略)

3 | 2 (略)
3 | 一・二 (略)
二の二 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「居宅介護支援事業者等」という。)に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
三―八 (略)

(運営規程)
第二十二条 (略)

一―六 (略)
七 (略)

第二十三条 (略)

- 3| いう。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2| 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3| 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第二十二條の三 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行わなければならない。
- 2| 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3| 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。
 - 一 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
 - 二 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第二十七條 (略)

(虐待の防止)

- 第二十七條の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。
 - 一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
 - 二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するた

第二十七條 (略)

めの担当者置くこと。]

第二十七条の三・第二十七条の四 (略)

(運営規程)

第四十二条 (略)

一―七 (略)

八 虐待の防止のための措置に関する事項
九 (略)

(準用)

第四十三条 第九条から第十四条まで及び第二十三條の二から第二十七條の二までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第九条中「第二十二條」とあるのは「第四十二條」と、第二十三條の三第二項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十七條 第九条から第十四條まで、第二十三條の二から第二十七條の二まで(第二十六條第五項及び第六項を除く。)、及び第三十三條並びに第四節(第三十七條第一項及び第四十三條を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第九条中「第二十二條」とあるのは「第四十七條において準用する第四十二條」と、第二十三條の三第二項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第三十七條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第六十條 (略)

一―六 (略)

七 虐待の防止のための措置に関する事項
八 (略)

(準用)

第六十一條 第九条、第十条、第十二條から第十四條まで、第二十三條の二から第二十七條の二まで及び第四十一條の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第九条中「第二十二條」とあるのは「第六十條」と読み替えるものとする。

第二十七条の二・第二十七条の三 (略)

(運営規程)

第四十二条 (略)

一―七 (略)

八 (略)

(準用)

第四十三条 第九条から第十四条まで及び第二十四條から第二十七條までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二條」とあるのは「第四十二條」と、「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十七條 第九条から第十四條まで、第二十四條、第二十五條、第二十六條(第五項及び第六項を除く。)、第二十七條及び第三十三條並びに第四節(第三十七條第一項及び第四十三條を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二條」とあるのは「第四十七條において準用する第四十二條」と、「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第三十七條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第六十條 (略)

一―六 (略)

七 (略)

(準用)

第六十一條 第九条、第十条、第十二條から第十四條まで、第二十四條から第二十七條まで及び第四十一條の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二條」とあるのは「第六十條」と、「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と読み替えるものとする。

のとする。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第六十七条 (略)

一―四 (略)

五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第百十五条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。))により構成される会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。))が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

(運営規程)

第六十九条 (略)

一―五 (略)

六 虐待の防止のための措置に関する事項(略)

(準用)

第七十条 第九条から第十四条まで、第二十三条の二から第二十七条の二まで及び第四十一条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第九条中「第二十二條」とあるのは「第六十九条」と読み替えるものとする。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第七十六条 (略)

2 薬剤師が行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一―三 (略)

四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第六十七条 (略)

一―四 (略)

五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第百十五条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。))により構成される会議をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

(運営規程)

第六十九条 (略)

一―五 (略)

六 (略)

(準用)

第七十条 第九条から第十四条まで、第二十四条から第二十七条まで及び第四十一条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二條」とあるのは「第六十九条」と、「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と読み替えるものとする。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第七十六条 (略)

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士が行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一―三 (略)

者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないこと。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならないこと。

七 (略)

3| 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところにより提供するものとする。

- 一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うこと。
- 二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- 三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。
- 四 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

(運営規程)

第七十七条 (略)

一―五 (略)

六 虐待の防止のための措置に関する事項 (略)

(準用)

第七十八条 第九条から第十四条まで、第二十三條の二から第二十七條の二まで及び第四十一条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第九條中「第二十二條」とあるのは「第七十七條」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第八十七条 (略)

四 (略)

(運営規程)

第七十七条 (略)

一―五 (略)

六 (略)

(準用)

第七十八条 第九条から第十四条まで、第二十四條から第二十七條まで及び第四十一条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第九條中「第二十二條」とあるのは「第七十七條」と、「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第八十七条 (略)

- 一一九 (略)
- 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 (略)

(研修の機会の確保等)

第八十七条の二 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

2| 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第八十九条 (略)

2| 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第八十九条の二 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2| 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所における感染症の発生及びまん延の防止のため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

- 一一九 (略)
- 十一 (略)

(非常災害対策)

第八十九条 (略)

第八十九条の三 (略)

(準用)
第九十条 第九条から第十四条まで、第二十条、第二十三条の二、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条の二及び第四十一条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二條」とあるのは「第八十七条」と、同条、第二十条、第二十三条の二第二項並びに第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第九十二条 第九条から第十四条まで、第二十条、第二十三条の二、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条の二、第四十一条、第七十九条、第八十一条及び第八十二条第四項並びに前節(第九十条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二條に規定する重要事項に関する規程」とあるのは「運営規程(第八十七条に規定する運営規程をいう。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第二十条、第二十三条の二第二項、第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第八十二条第四項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第八十五条第三項、第八十六条第五項、第八十七条の二並びに第八十九条の二第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第九十条 第九条から第十四条まで、第二十条、第二十三条の二、第二十四条から第二十六条まで(第二十六条第五項及び第六項を除く。)、第二十七条の二、第四十一条、第七十九条及び第四節(第八十三条第一項及び第九十条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二條」とあるのは「第九十条において準用する第八十七条」と、同条、第二十条、第二十三条の二第二項並びに第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介

第八十九条の二 (略)

(準用)
第九十条 第九条から第十四条まで、第二十条、第二十四条から第二十六条まで及び第四十一条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二條」とあるのは「第八十七条」と、同条及び第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第九十二条 第九条から第十四条まで、第二十条、第二十四条から第二十六条まで、第四十一条、第七十九条、第八十一条及び第八十二条第四項並びに前節(第九十条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二條に規定する重要事項に関する規程」とあるのは「運営規程(第八十七条に規定する運営規程をいう。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第八十二条第四項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第八十五条第三項及び第八十六条第五項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第九十条 第九条から第十四条まで、第二十条、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第五項及び第六項を除く。)、第四十一条、第七十九条及び第四節(第八十三条第一項及び第九十条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二條」とあるのは「第九十条において準用する第八十七条」と、同条及び第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第八十三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指

「通所介護従業者」と、第八十三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第百十七条 (略)

一―八 (略)

九 虐待の防止のための措置に関する事項
(略)

(衛生管理等)

第百十七条の二 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者を使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2| 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の発生及びまん延の防止のため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一| 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

二| 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三| 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(準用)

第百十八条 第九条から第十四条まで、第二十条、第二十三条の二、第二十四条から第二十七条の二まで、第八十三条及び第八十七条の二から第八十九条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第九条中「第二十二条」とあるのは「第百十七条」と、第八十七条の二中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

「基準該当通所介護」とあるのは「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第百十七条 (略)

一―八 (略)

九 (略)

(準用)

第百十八条 第九条から第十四条まで、第二十条、第二十四条から第二十七条まで、第八十三条、第八十八条及び第八十九条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二条」とあるのは「第百十七条」と、同条及び第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者)
第二百二十条 (略)

2-5 (略)
6 第一項第二号の生活相談員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合は、生活相談員を常勤で配置しないことができる。

7 第一項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合は、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

8 指定短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション(併設事業所にあつては当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。

9 (略)
12 (略)
13 指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百二条第一項から第十二項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(設備及び備品等)
第二百二十三条 (略)

一 (略)
二 (略)

イ 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町にあつては、市町長。以下同じ。)(又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第百三十四条において準用する第百三十四条第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第百三十四条において準用する第百三十四条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

三 (略)
2・3 (略)

4 併設事業所の場合には、前項の規定にかかわらず、当該指定短期入所生活介護事業所の

(従業者)
第二百二十条 (略)

2-5 (略)
6 第一項第二号の生活相談員のうち一人並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のうちそれぞれ一人は、常勤の者でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合は、この限りでない。

7 (略)
10 (略)

11 指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百二条第一項から第十項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(設備及び備品等)
第二百二十三条 (略)

一 (略)
二 (略)

イ 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町にあつては、市町長。以下同じ。)(又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第百三十四条において準用する第百三十四条第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第百三十四条において準用する第百三十四条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

三 (略)
2・3 (略)

4 併設事業所の場合には、前項の規定にかかわらず、当該指定短期入所生活介護事業所の

効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5―8 (略)

(運営規程)
第百三十二条 (略)

一―八 (略)

九 虐待の防止のための措置に関する事項
十 (略)

(準用)

第百三十四条 第十条から第十四条まで、第二十三条の二、第二十四条から第二十七条の二まで、第四十一条、第八十七条の二、第八十九条及び第八十九条の二の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十三条の二第二項並びに第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第八十七条の二並びに第八十九条の二第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第百三十七条 (略)

一 (略)
二 (略)

イ 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第百四十五条において準用する第百三十四条において準用する第八十九条第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第百四十五条において準用する第百三十四条において準用する第八十九条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

ハ (略)

三 (略)
2―5 (略)

6 (略)

一 (略)

イ (略)

(2) (1) 居室は、いずれかのユニットに属す

効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者の処遇に支障がないときは、当該指定短期入所生活介護事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5―8 (略)

(運営規程)
第百三十二条 (略)

一―八 (略)

九 (略)

(準用)

第百三十四条 第十条から第十四条まで、第二十四条から第二十七条まで、第四十一条及び第八十九条については、指定短期入所生活介護の事業について準用する。

第百三十七条 (略)

一 (略)
二 (略)

イ 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第百四十五条において準用する第百三十四条において準用する第八十九条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第百四十五条において準用する第百三十四条において準用する第八十九条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

ハ (略)

三 (略)
2―5 (略)

6 (略)

一 (略)

イ (略)

(2) (1) 居室は、いずれかのユニットに属す

るものとし、当該ユニットの共同生活室に近接してこれと一体的に設けること。この場合において、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百二十条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第百十八条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）を同一の事業所において一体的に運営する場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第百四十四条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3) (略)

(4) ローニ (略)

二 (略)
7・8 (略)

(運営規程)
第百四十二条 (略)

一 九 (略)
十 虐待の防止のための措置に関する事項 (略)
十一 (略)

(勤務体制の確保等)
第百四十三条 (略)

2 (略)

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令

るものとし、当該ユニットの共同生活室に近接してこれと一体的に設けること。この場合において、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百二十条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第百十八条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）を同一の事業所において一体的に運営する場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第百四十四条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) (略)

(4) ユニットに属さない居室を改修したものにについては、利用者相互の視線の遮断ができれば、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(5) ローニ (略)

二 (略)
7・8 (略)

(運営規程)
第百四十二条 (略)

一 九 (略)
十 (略)

(勤務体制の確保等)
第百四十三条 (略)

2 (略)

で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四百四十五条の三 第十条から第十四条まで、第二十三条の二、第二十四条から第二十七条の二まで、第四十一条、第八十七条の二、第八十九条、第八十九条の二、第十九条及び第二百一十一条並びに第四節（第三十四条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十三条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第八十七条の二並びに第八十九条の二第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第二百二十四条中「第三十二条に規定する重要事項に関する規程」とあるのは「運営規程」と、同条、第二百二十七条第三項、第二百二十八条第一項及び第三十一条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第五百五十一条 第十条から第十四条まで、第二十三条の二、第二十四条から第二十七条の二まで（第二十六条第五項及び第六項を除く。）、第四十一条、第八十七条の二、第八十九条、第八十九条の二及び第十九条並びに第四節（第二十六条第一項及び第三十四条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十三条の二第二項並びに第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第八十七条の二及び第八十九条の二第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第二百一十六条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは

(準用)
第四百四十五条の三 第十条から第十四条まで、第二十四条から第二十七条まで、第四十一条、第八十九条、第十九条及び第二百一十一条並びに第四節（第三十四条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二百二十四条中「第三十二条に規定する重要事項に関する規程」とあるのは「運営規程」と、同条、第二百二十七条第三項、第二百二十八条第一項及び第三十一条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第五百五十一条 第十条から第十四条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条（第五項及び第六項を除く。）、第二十七条、第四十一条、第八十九条及び第十九条並びに第四節（第二十六条第一項及び第三十四条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二百二十六条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二百三十三条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。

「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第三百三十二条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第百六十二条 (略)

一六 (略)

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 (略)

(準用)

第百六十四条 第十条から第十四条まで、第二十三條の二、第二十四條から第二十七條の二まで、第四十一条、第八十七條の二、第八十九条、第百十七條の二、第百二十四條及び第百二十五條第二項の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二十三條の二第二項並びに第二十七條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第八十七條の二中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百十七條の二第二項第一号及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百二十四條中「第百三十二条」とあるのは「第百六十二条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第百七十一条 (略)

一六 (略)

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 (略)

(勤務体制の確保等)

第百七十二條 (略)

二 (略)

3 | ユニット型指定短期入所療養介護事業者は短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 | ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした

(運営規程)

第百六十二条 (略)

一六 (略)

七 (略)

(準用)

第百六十四条 第十条から第十四条まで、第二十四條から第二十七條まで、第四十一条、第八十九条、第百二十四條及び第百二十五條第二項の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第百二十四條中「第百三十二条」とあるのは「第百六十二条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第百七十一条 (略)

一六 (略)

七 (略)

(勤務体制の確保等)

第百七十二條 (略)

二 (略)

言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)
第百八十三条 (略)

2-5 (略)

6 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

7 (略)

(運営規程)
第百八十六条 (略)

一八 (略)

九 虐待の防止のための措置に関する事項 (略)

(準用)

第百八十八条 第十二条、第二十三条の二、第二十四条から第二十七条の二まで、第四十条、第四十一条、第八十九条、第八十九条の二及び第百三十条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十三条の二第二項並びに第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第四十条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第八十九条の二第二項第一号及び第三号中「通所介護事業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第百九十六条 (略)

一九 (略)

十 虐待の防止のための措置に関する事項 (略)

十一 (略)

(準用)
第百九十八条 第十二条、第二十三条の二、第二十四条から第二十七条の二まで、第四十条、第四十一条、第八十九条、第八十九条の二及び第百八十条から第百八十四条まで並びに第百八十七条の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十三条の二第二項並びに第二十七条の二第一号及び第三

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)
第百八十三条 (略)

2-5 (略)

6 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

7 (略)

(運営規程)
第百八十六条 (略)

一八 (略)

九 (略)

(準用)

第百八十八条 第十二条、第二十四条から第二十七条、第四十条、第四十一条、第八十九条及び第百三十条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第四十条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第百九十六条 (略)

一九 (略)

十 (略)

(準用)
第百九十八条 第十二条、第二十四条から第二十七条、第四十条、第四十一条、第八十九条及び第百八十条から第百八十四条まで並びに第百八十七条の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十四条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第四

号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設に従業者」と、第二十四条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第四十条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第八十九条の二第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第八十一条中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービス」と、第八十四条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第二百七条 (略)

一一五 (略)

六 虐待の防止のための措置に関する事項
七 (略)

第二百八条 (略)

(衛生管理等)

第二百八条の二 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2| 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

3| 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともにその結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

二 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(準用)

第二百九条 第九条から第十四条まで、第二十三條の二、第二十四条から第二十七條の二まで、第四十一条及び第八十七條の二第二項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第九条中「第二

十條中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第八十一条中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第八十四条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第二百七条 (略)

一一五 (略)

六 (略)

第二百八条 (略)

(準用)

第二百九条 第九条から第十四条まで、第二十四條から第二十七條まで及び第四十一条の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二條」とあるのは「第二百七條」と、「訪問

「十二条」とあるのは「第二百七条」と、同条第二十三条の二第二項並びに第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第八十七条の二第二項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百十一条 第九条から第十四条まで、第二十三条の二、第二十四条、第二十五条から第二十七条の二まで（第二十六条第五項及び第六項を除く。）、第四十一条、第八十七条の二第二項、第九十九条、第二百一条及び第二百二条並びに第四節（第二百三条第一項及び第二百九条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第九条中「第二十二条」とあるのは「第二百七条」と、同条、第二十三条の二第二項並びに第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第八十七条の二第二項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第二百三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百二十条 第九条から第十三条まで、第二十三条の二から第二十七条の二まで、第四十一条、第八十七条の二第二項、第二百四条、第二百七条及び第二百八条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二条」とあるのは「第二百二十条において準用する第二百七条」と、同条、第二十三条の二第二項、第二十三条の三第一号及び第三号並びに第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第二十三条の三第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第八十七条の二第二項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第二百四条、第二百七条及び第二百八条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、第二百四条中「貸与」とあるのは「販売」と、第二百七条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替

「介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百十一条 第九条から第十四条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条（第五項及び第六項を除く。）、第二十七条、第四十一条、第九十九条、第二百一条及び第二百二条並びに第四節（第二百三条第一項及び第二百九条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第九条中「第二十二条」とあるのは「第二百七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第二百三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百二十条 第九条から第十三条まで、第二十四条から第二十七条まで、第四十一条、第二百四条、第二百七条及び第二百八条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二条」とあるのは「第二百二十条において準用する第二百七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第二百四条、第二百七条及び第二百八条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、第二百四条中「貸与」とあるのは「販売」と、第二百七条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

えるものとする。

(介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)
第七条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三十条 (指定介護予防サービスの事業の一般原則) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>(運営規程) 第三十九条 (略) 一―七 (略) 八 虐待の防止のための措置に関する事項 九 (略)</p> <p>(業務継続計画の策定等) 第三十九条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	<p>2 (指定介護予防サービスの事業の一般原則) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(運営規程) 第三十九条 (略) 一―七 (略) 八 (略)</p>

〔衛生管理等〕

第三十九条の二の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2| 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3| 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に おける感染症の予防及びまん延の防止のため、対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第三十九条の二の三 (略)

第三十九条の二 (略)

第三十九条の五 (略)

第三十九条の五 (略)

〔虐待の防止〕

第三十九条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するた

めの担当者置くこと。

(運営規程)
第五十五条 (略)

一―六 (略)

七 虐待の防止のための措置に関する事項
(略)

(準用)

第五十六条 第三十五条の二、第三十五条の三、第三十五条の五から第三十五条の七まで、第三十八条及び第三十九条の二から第三十九条の六までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第五十五条」と、第三十九条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第六十四条 (略)

一―五 (略)

六 虐待の防止のための措置に関する事項
(略)

(準用)

第六十五条 第三十五条の二から第三十五条の七まで、第三十八条及び第三十九条の二から第三十九条の六までの規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第六十四条」と、第三十九条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第六十七条 (略)

2 理学療法士等は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサ―ビス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、指定介護予防支援事業所の担当職員、介護予防サ―ビス計画の原案に位置付けた指定介護予防サ―

(運営規程)
第五十五条 (略)

一―六 (略)

七 (略)

(準用)

第五十六条 第三十五条の二、第三十五条の三、第三十五条の五から第三十五条の七まで、第三十八条及び第三十九条の二から第三十九条の五までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第五十五条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第六十四条 (略)

一―五 (略)

六 (略)

(準用)

第六十五条 第三十五条の二から第三十五条の七まで、第三十八条及び第三十九条の二から第三十九条の五までの規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第六十四条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第六十七条 (略)

2 理学療法士等は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサ―ビス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、指定介護予防支援事業所の担当職員、介護予防サ―ビス計画の原案に位置付けた指定介護予防サ―

ービス等（法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状及び心身の状況、利用者の置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況を的確に把握するものとする。

3―15 (略)

第七十二条 (略)

一―五 (略)

六 虐待の防止のための措置に関する事項
七 (略)

(準用)

第七十三条 第三十五条の二から第三十五条の七まで、第三十八条及び第三十九条の二から第三十九条の六までの規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第七十二条」と、第三十九条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第七十五条 (略)

2 薬剤師が行う指定介護予防居宅療養管理指導は、第六十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本的取扱方針に基づき、指定介護予防居宅療養管理指導を次に掲げるところにより提供する。

一―三 (略)

四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要

ービス等（法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状及び心身の状況、利用者の置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況を的確に把握するものとする。

3―15 (略)

第七十二条 (略)

一―五 (略)

六 (略)

(準用)

第七十三条 第三十五条の二から第三十五条の七まで、第三十八条及び第三十九条の二から第三十九条の五までの規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第七十二条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第七十五条 (略)

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士が行う指定介護予防居宅療養管理指導は、第六十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本的取扱方針に基づき、指定介護予防居宅療養管理指導を次に掲げるところにより提供する。

一―三 (略)

五 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

七 (略)

3| 歯科衛生士又は管理栄養士が行う指定介護予防在宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防在宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うものとする。

二 指定介護予防在宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

四 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防在宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

(非常災害対策)

第九十四条の五 (略)

2| 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第九十四条の六 指定介護予防通所リハビリテ

ーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2| 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の発生及びまん延の防止のため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防通所リハビリテ

四

(略)

(非常災害対策)

第九十四条の五 (略)

ン事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（運営規程）

第九十六条（略）

一一八（略）

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十（略）

（研修の機会の確保等）

第九十六条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

21 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第九十七条 第三十五条の二から第三十五条の七まで、第三十九条の二及び第三十九条の二の三から第三十九条の六までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第九十六条」と読み替えるもの

（運営規程）

第九十六条（略）

一一八（略）

九（略）

（準用）

第九十七条 第三十五条の二から第三十五条の七まで及び第三十九条の二から第三十九条の五までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第九十六条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

とする。

(従業者)

第二百二条 (略)

2-5 (略)

6 第一項第二号の生活相談員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合は、生活相談員を常勤で配置しないことができる。

7 第一項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合は、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

8 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかつた場合であっても、利用者の状態像に応じた必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション(併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。

9 (略)

12 (略)

13 指定介護予防短期入所生活介護事業者が、指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定居宅サービス等基準条例第二百一十條第一項から第十二項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第二百五条 (略)

二 (略)

イ 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町にあつては、市町長。以下同じ。)又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第二百一十三條において準用する第九十四條の五第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第二百一十三條において準用する第九十四條の五第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれに行うこと。

ハ (略)

三 (略)

2-8 (略)

(従業者)

第二百二条 (略)

2-5 (略)

6 第一項第二号の生活相談員のうち一人並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のうちそれぞれ一人は、常勤の者でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合は、この限りでない。

7 (略)

10 (略)

11 指定介護予防短期入所生活介護事業者が、指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定居宅サービス等基準条例第二百一十條第一項から第十項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

7 (略)

10 (略)

イ 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町にあつては、市町長。以下同じ。)又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第二百一十三條において準用する第九十四條の五に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(設備及び備品等)

第二百五条 (略)

二 (略)

ロ 第二百一十三條において準用する第九十四條の五に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれに行うこと。

ハ (略)

三 (略)

2-8 (略)

(運営規程)
第百十一条 (略)

- 一 一八 (略)
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項 (略)
- 十 (略)

第百十二条 (略)

(衛生管理等)

第百十二条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の発生及びまん延の防止のため次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 い。当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(準用)

第百十三条 第三十五条の三から第三十五条の七まで、第三十八条、第三十九条の二、第三十九条の三から第三十九条の六まで、第九十四条の五及び第九十六条の二の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十九条の二第二項並びに第三十九条の六第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第九十六条の二中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第百二十条 (略)

- 二 一 (略)

(運営規程)
第百十一条 (略)

- 一 一八 (略)
- 九 (略)

第百十二条 (略)

(準用)
第百十三条 第三十五条の三から第三十五条の七まで、第三十八条、第三十九条の二から第三十九条の五まで及び第九十四条の五の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

第百二十条 (略)

- 二 一 (略)

イ 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第二百二十六条において準用する第九十四条において準用する第九十四条の五に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第二百二十六条において準用する第九十四条において準用する第九十四条の五に規定する計画に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

三
ハ (略)

二
五 (略)

6
(略)

一
イ (略)

(2)(1) (略)

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接してこれと一体的に設けること。この場合において、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第三百三十七条第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第三百三十五条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護及びユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第九十四条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3) (略)

イ 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第二百二十六条において準用する第九十三条において準用する第九十四条の五に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第二百二十六条において準用する第九十三条において準用する第九十四条の五に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

三
ハ (略)

二
五 (略)

6
(略)

一
イ (略)

(2)(1) (略)

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接してこれと一体的に設けること。この場合において、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第三百三十七条第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第三百三十五条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護及びユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第九十四条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね十人以下としなければならない。

(4)(3) (略)

ユニットに属さない居室を改修したものにについては、利用者相互の視線の遮断ができれば、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

- (4) ローニ (略)
- 二 (略)
- 7・8 (略)

- (運営規程)
- 第百二十三条 (略)
- 一九 (略)
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 (略)

2 (勤務体制の確保等)
第百二十四条 (略)

3) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第百二十六条 第百六条、第百七条、第百九条、第百十条、第百十二条の二及び第百十三条（第九十六条の二の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百六条中「第百十一条」とあるのは「第百二十三条」と読み替えるものとする。

(準用)

第百二十九条の三 第三十五条の三から第三十五条の七まで、第三十八条、第三十九条の二、第三十九条の二の三から第三十九条の六まで、第九十四条の五、第九十六条の二、第百一条及び第百三条並びに第四節（第百十三条を除く。）及び第五節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十九条の二第二項中

- (5) ローニ (略)
- 二 (略)
- 7・8 (略)

- (運営規程)
- 第百二十三条 (略)
- 一九 (略)
- 十 (略)

2 (勤務体制の確保)
第百二十四条 (略)

(準用)
第百二十六条 第百六条、第百七条、第百九条、第百十条及び第百十三条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百六条中「第百十一条」とあるのは「第百二十三条」と読み替えるものとする。

(準用)

第百二十九条の三 第三十五条の三から第三十五条の七まで、第三十八条、第三十九条の二、第三十九条の五まで、第九十四条の五、第百一条及び第百三条並びに第四節（第百十三条を除く。）及び第五節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百六条及び第百十条中「介護予防短期入所生活介護従業者

「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第三十九條の六第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」の二中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第六條、第十條並びに第十二條の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第三百三十五條 第三十五條の三から第三十五條の七まで、第三十八條、第三十九條の二、第三十九條の三から第三十九條の六まで（第三十九條の四第五項及び第六項を除く。）、第九十四條の五、第九十六條の二、第一百一條並びに第四節（第八條第一項及び第九十三條を除く。）及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十九條の二第二項並びに第三十九條の六第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第九十六條の二中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第八條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第九十二條第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第九十五條中「第一百一條」とあるのは「第三百三十五條において準用する第一百一條」と、「前条」とあるのは「第三百三十五條において準用する前条」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第四百二十二條

一―六 (略)

七 虐待の防止のための措置に関する事項
八 (略)

(準用)

第四百四十四條 第三十五條の三から第三十五條の七まで、第三十八條、第三十九條の二、第三十九條の三から第三十九條の六まで、第九十四條の五、第九十四條の六、第九十六條の二、第六條及び第七條第二項の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業に

「とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第三百三十五條 第三十五條の三から第三十五條の七まで、第三十八條、第三十九條の二、第三十九條の三、第三十九條の四（第五項及び第六項を除く。）、第三十九條の五、第九十四條の五、第一百一條並びに第四節（第八條第一項及び第九十三條を除く。）及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第九十二條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第九十二條第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第九十五條中「第一百一條」とあるのは「第三百三十五條において準用する第一百一條」と、「前条」とあるのは「第三百三十五條において準用する前条」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第四百二十二條

一―六 (略)

七 (略)

(準用)

第四百四十四條 第三十五條の三から第三十五條の七まで、第三十八條、第三十九條の二から第三十九條の五まで、第九十四條の五、第六條及び第七條第二項の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第六條中「第十

ついて準用する。この場合において、第三十九條の二第二項並びに第三十九條の六第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第九十四條の六第二項第一号及び第三号並びに第九十六條の二中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第六六條中「第一百一十條」とあるのは「第四十二條」と、「第一百一十條」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

（運営規程）
第百五十四條（略）

- 一六（略）
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八（略）

（勤務体制の確保等）
第百五十五條（略）

- 2（略）
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八條第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（身体的拘束等の禁止）
第百六十九條（略）

- 2（略）
- 3 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三（略）

一条」とあるのは「第四十二條」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

（運営規程）
第百五十四條（略）

- 一六（略）
- 七（略）

（勤務体制の確保等）
第百五十五條（略）

- 2（略）

（身体的拘束等の禁止）
第百六十九條（略）

- 2（略）
- 3 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三（略）

(運営規程)
第七十条 (略)

- 一八 (略)
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項 (略)
- 十 (略)

(準用)

第七十二条 第三十五条の五、第三十七条、第三十八条、第三十九条の二、第三十九条の三から第三十九条の六まで、第九十四条の五及び第一百十二条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十七条、第三十九条の二第二項並びに第三十九条の六第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第八十三条 (略)

- 一九 (略)
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項 (略)
- 十一 (略)

(準用)

第八十五条 第三十五条の五、第三十七条、第三十八条、第三十九条の二、第三十九条の三から第三十九条の六まで、第九十四条の五、第一百十二条の二、第六十六条から第六十九条まで及び第七十一条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十七条、第三十九条の二第二項並びに第三十九条の六第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第一百十二条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第六十七条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第九十三条 (略)

- 一五 (略)
- 六 虐待の防止のための措置に関する事項 (略)
- 七 (略)

第九十四条 (略)

(運営規程)
第七十条 (略)

- 一八 (略)
- 九 (略)

(準用)

第七十二条 第三十五条の五、第三十七条、第三十八条、第三十九条の二から第三十九条の五まで及び第九十四条の五の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十七条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第八十三条 (略)

- 一九 (略)
- 十 (略)

(準用)

第八十五条 第三十五条の五、第三十七条、第三十八条、第三十九条の二から第三十九条の五まで、第九十四条の五、第六十六条から第六十九条まで及び第七十一条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十七条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第六十七条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第九十三条 (略)

- 一五 (略)
- 六 (略)

第九十四条 (略)

〔衛生管理等〕

第九十四條の二 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2| 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

3| 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一| 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催することともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
- 二| 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三| 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

〔準用〕

第九十五條 第三十五條の二から第三十五條の七まで、第三十八條、第三十九條の二、第三十九條の三から第三十九條の六まで及び第九十六條の二第二項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三十五條の二中「第三十九條」とあるのは「第九十三條」と、同條、第三十九條の二第二項並びに第三十九條の六第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十五條の四中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第九十六條の二第二項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

〔準用〕

第二百條 第三十五條の二から第三十五條の七まで、第三十八條、第三十九條の二、第三十九條の三から第三十九條の六まで（第三十九條の四第五項及び第六項を除く。）及び第九十六條の二第二項並びに第一節、第二節（第九十八條を除く。）、第三節、第四節（第九十二条第一項及び第九十五條を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防

〔準用〕

第九十五條 第三十五條の二から第三十五條の七まで、第三十八條及び第三十九條の二から第三十九條の五までの規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三十五條の二中「第三十九條」とあるのは「第九十三條」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十五條の四中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と読み替えるものとする。

〔準用〕

第二百條 第三十五條の二から第三十五條の七まで、第三十八條、第三十九條の二、第三十九條の三、第三十九條の四（第五項及び第六項を除く。）及び第三十九條の五並びに第一節、第二節（第九十八條を除く。）、第三節、第四節（第九十二条第一項及び第九十五條を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用

福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第二十条において準用する第九十三条」と、同条、第三十九条の第二項並びに第三十九条の六第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十五条の四中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第九十六条の二第二項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第九十二条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百七条 第三十五条の二から第三十五条の六まで、第三十八条、第三十九条の二から第三十九条の六まで、第九十六条の二第二項、第九十三条及び第九十四条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第二百七条において準用する第九十三条」と、同条、第三十九条の二第二項、第三十九条の二の二第三項第一号及び第三号並びに第三十九条の六第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十五条の四中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第九十六条の二第二項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第九十三条及び第九十四条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第九十三条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

する。この場合において、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第二十条において準用する第九十三条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十五条の四中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第九十二条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百七条 第三十五条の二から第三十五条の六まで、第三十八条、第三十九条の二から第三十九条の五まで、第九十三条及び第九十四条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第二百七条において準用する第九十三条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十五条の四中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第九十三条及び第九十四条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第九十三条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

(介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第八条 介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
41	<p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待</p>	<p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5| 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第四条 (略)

一―四 (略)

五 栄養士又は管理栄養士 入所定員百以上の介護医療院にあつては、一以上

六―八 (略)

2・3 (略)

4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

5・6 (略)

(構造設備の基準)

第六条 (略)

一 (略)

ロ イ (略)

- (1) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町にあつては、市町長。第三十四条第四項において同じ。）又は消防署長と協議の上、第二十五条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- (2) 第二十五条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

2 二―八 (3) (略)

(略)

(介護医療院サービスの取扱方針)

第十三条 (略)

2―5 (略)

6 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」と

(従業者の員数)

第四条 (略)

一―四 (略)

五 栄養士 入所定員百以上の介護医療院にあつては、一以上

六―八 (略)

2・3 (略)

4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院（ユニット型介護医療院（第三十二条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

5・6 (略)

(構造設備の基準)

第六条 (略)

一 (略)

ロ イ (略)

- (1) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町にあつては、市町長。第三十四条第四項において同じ。）又は消防署長と協議の上、第二十五条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- (2) 第二十五条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

2 二―八 (3) (略)

(略)

(介護医療院サービスの取扱方針)

第十三条 (略)

2―5 (略)

6 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その

いう。)を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

7
二・三 (略)

(施設サービス計画の作成)

第十四条 (略)

2-5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)をいう。第十一項において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7-12 (略)

(運営規程)

第二十二條 (略)

一-六 (略)

七 虐待の防止のための措置に関する事項

(略)

(勤務体制の確保等)

第二十三條 (略)

2 (略)

3 介護医療院の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護医療院の開設者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 介護医療院の開設者は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第二十三條の二 介護医療院の開設者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対

他の従業者に周知徹底を図ること。

7
二・三 (略)

(施設サービス計画の作成)

第十四條 (略)

2-5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。第十一項において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7-12 (略)

(運営規程)

第二十二條 (略)

一-六 (略)

七 (略)

(勤務体制の確保等)

第二十三條 (略)

2 (略)

3 介護医療院の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2| 介護医療院の開設者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3| 介護医療院の開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（非常災害対策）
第二十五条（略）

2| 介護医療院の開設者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（衛生管理等）

第二十五条の二 介護医療院の開設者は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2| 介護医療院の開設者は、当該介護医療院における感染症又は食中毒の発生及びまん延の防止のため、次の各号に定めるところにより措置を講じなければならない。

一 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（事故発生の防止及び発生時の対応）
第三十条 介護医療院の開設者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一・二（略）

（非常災害対策）
第二十五条（略）

（事故発生の防止及び発生時の対応）
第三十条 介護医療院の開設者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定めるところにより措置を講じなければならない。

一・二（略）

三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するた
めの担当者置くこと。

2-4 (略)

(虐待の防止)

第三十条の二 介護医療院の開設者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するた
めの担当者置くこと。

(基本方針)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(条例で定めるユニット型介護医療院の施設等)
第三十四条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ (略)

(1) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と協議の上、第四十一条において準用する第二十五条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第四十一条において準用する第二十五条第一項に規定する訓練については、

三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2-4 (略)

(基本方針)

第三十三条 (略)

2 (略)

(条例で定めるユニット型介護医療院の施設等)
第三十四条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ (略)

(1) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と協議の上、第四十一条において準用する第二十五条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第四十一条において準用する第二十五条に規定する訓練については、同条

同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

5 (3) 二一八 (略)

(ユニット型介護医療院におけるサービスの取扱方針)

第三十六条 (略)

2-7 (略)

8 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

9 (略)

(運営規程)

第三十八条 (略)

一七 (略)

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 (略)

(勤務体制の確保等)

第三十九条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型介護医療院の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護医療院の開設者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型介護医療院の開設者は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十一条 第七条から第十一条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条から第二十一条まで、第二十三条の二及び第二十五条から第三十条の二までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第七条中「第二十二条に規定する運営規程」

に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

5 (3) 二一八 (略)

(ユニット型介護医療院におけるサービスの取扱方針)

第三十六条 (略)

2-7 (略)

8 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

9 (略)

(運営規程)

第三十八条 (略)

一七 (略)

八 (略)

(勤務体制の確保等)

第三十九条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型介護医療院の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第四十一条 第七条から第十一条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条から第二十一条まで及び第二十五条から第三十条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第七条中「第二十二条に規定する運営規程」とあるのは「第三十

<p>とあるのは「第三十八条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十条第二項中「この章」とあるのは「第三十五条から第四十条まで」と読み替えるものとする。</p> <p>附則</p> <p>第七条 (略)</p>	<p>八条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十条第二項中「この章」とあるのは「第三十五条から第四十条まで」と読み替えるものとする。</p> <p>附則</p> <p>第七条 (略)</p>
<p>第八条 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室についての第五条第二項第三号ロ及び第二十四条第二項第二号ロの規定の適用については、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間、これらの規定中「入浴に適した特別浴槽を設けること」とあるのは「入浴に適した設備を設けること」とする。</p>	

(社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第九条 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 設備及び運営に関する基準 (第三条 ―第二十二條の二)</p> <p>第四章・第五章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>一―六 (略)</p> <p>七 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>八 (略)</p> <p>2 第八条 (非常災害対策) (略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 設備及び運営に関する基準 (第三条 ―第二十二條)</p> <p>第四章・第五章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>一―六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>2 第八条 (非常災害対策) (略)</p>

3| 軽費老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(サービス提供の方針)

第十五条 (略)

2-4 (略)

5 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

(施設長の責務)

第十七条 (略)

2 軽費老人ホームの施設長は、職員に第七条、第八条、第十一条から前条まで及び次条から第二十二條の二までに規定する事項を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制等)

第十八条 (略)

2| 軽費老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該軽費老人ホームの設置者は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

3| 軽費老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第十八条の二 軽費老人ホームの設置者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2| 軽費老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

(サービス提供の方針)

第十五条 (略)

2-4 (略)

5 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

(施設長の責務)

第十七条 (略)

2 軽費老人ホームの施設長は、職員に第七条、第八条、第十一条から前条まで及び次条から第二十二條までに規定する事項を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制等)

第十八条 (略)

ならない。

3| 軽費老人ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第十八条の三 軽費老人ホームの設置者は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2| 軽費老人ホームの設置者は、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。
- 二 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第二十二条 軽費老人ホームの設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2-4 (略)

(虐待の防止)

第二十二条の二 軽費老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第二十二条 軽費老人ホームの設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2-4 (略)

その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的^二に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(準用)

第二十七条 第三条から第八条まで及び第十一条から第二十二條の二までの規定は、都市型軽費老人ホームについて準用する。この場合において、第十七条第二項中「第七条、第八条、第十一条から前条まで及び次条から第二十二條の二まで」とあるのは「第二十七条において準用する第七条、第八条及び第十一条から第二十二條の二まで」と読み替えるものとする。

附則

(軽費老人ホームA型)

第二条 平成二十年六月一日前において既に存在していた軽費老人ホーム(同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)のうち、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第百七号)附則第二条第一号の軽費老人ホームA型に該当するものとして知事が指定したものである。第二条から第二十二條の二までの規定にかかわらず、次条から附則第八条の定めるところによる。

第三条 (略)

2・3 (略)

4) 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(準用)

第八条 第三条から第八条まで、第十一条から第十三条まで及び第十五条から第二十二條の二までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第十七条第二項中「第七条、第八条、第十一条から前条まで及び次条から第二十二條の二まで」とあるのは「附則第七条並びに附則第八条において準用する第七条、第八条、第十一条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第十八条から第二十二條の二まで」と読み替えるものとする。

その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的^二に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(準用)

第二十七条 第三条から第八条まで及び第十一条から第二十二條までの規定は、都市型軽費老人ホームについて準用する。この場合において、第十七条第二項中「第七条、第八条、第十一条から前条まで及び次条から第二十二條まで」とあるのは「第二十七条において準用する第七条、第八条及び第十一条から第二十二條まで」と読み替えるものとする。

附則

(軽費老人ホームA型)

第二条 平成二十年六月一日前において既に存在していた軽費老人ホーム(同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)のうち、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第百七号)附則第二条第一号の軽費老人ホームA型に該当するものとして知事が指定したものである。第二条から第二十二條までの規定にかかわらず、次条から附則第八条の定めるところによる。

第三条 (略)

2・3 (略)

4) 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(準用)

第八条 第三条から第八条まで、第十一条から第十三条まで及び第十五条から第二十二條までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第十七条第二項中「第七条、第八条、第十一条から前条まで及び次条から第二十二條まで」とあるのは「附則第七条並びに附則第八条において準用する第七条、第八条、第十一条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第十八条から第二十二條まで」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新養護老人ホーム条例」という。)、第二条第四項及び第二十条の二、第二条の規定による改正後の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新特別養護老人ホーム条例」という。)、第二条第五項(新特別養護老人ホーム条例第三十九条において準用する場合を含む。)、第二十三条の二(新特別養護老人ホーム条例第三十三条、第三十九条及び第四十四条において準用する場合を含む。)、及び第二十六条第三項(新特別養護老人ホーム条例第四十四条において準用する場合を含む。)、第三条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護老人福祉施設条例」という。)、第四条第四項、第三十条の二(新指定介護老人福祉施設条例第四十一条において準用する場合を含む。)、及び第三十三条第三項、第四条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護老人保健施設条例」という。)、第三条第四項、第三十一条の二(新介護老人保健施設条例第四十二条において準用する場合を含む。)、及び第三十四条第三項、第五条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定介護療養型医療施設条例」という。)、第三条第四項、第三十一条の二(新指定介護療養型医療施設条例第四十四条において準用する場合を含む。)、及び第三十四条第三項、第六条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。)、第三条第三項及び第二十七条の二(新指定居宅サービス等基準条例第二十七条の四、第三十二条、第四十三条、第四十七条、第六十一条、第七十条、第七十八条、第九十条、第九十二条、第九十九条、第一百零八条、第一百三十四条(新指定居宅サービス等基準条例第四十五条において準用する場合を含む。)、、第四百四十五条の三、第五百十一条、第六百六十四条(新指定居宅サービス等基準条例第七百七十四条において準用する場合を含む。)、、第百八十八条、第百九十八条、第二百九条、第二百九十一条及び第二百二十条において準用する場合を含む。)、、第七条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新指

定介護予防サービス等基準条例」という。)第三条第三項及び第三十九条の六(新指定介護予防サービス等基準条例第四十六条、第五十六条、第六十五条、第七十三条、第九十七条、第一百十三条(新指定介護予防サービス等基準条例第二百二十六条において準用する場合を含む。)、第二百二十九条の三、第三百三十五条、第四百四十四条(新指定介護予防サービス等基準条例第五十七条において準用する場合を含む。)、第四百七十二条、第四百八十五条、第四百九十五条、第二百零条及び第二百零七条において準用する場合を含む。)、第八条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院条例」という。))第三条第四項、第三十条の二(新介護医療院条例第四十一条において準用する場合を含む。))及び第三十三条第三項並びに第九条の規定による改正後の社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新軽費老人ホーム条例」という。))第二条第四項及び第二十二条の二(新軽費老人ホーム条例第二十七条及び附則第八条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新養護老人ホーム条例第七条、新特別養護老人ホーム条例第七条(新特別養護老人ホーム条例第三十九条において準用する場合を含む。))及び第二十七条(新特別養護老人ホーム条例第四十四条において準用する場合を含む。))、新指定介護老人福祉施設条例第二十二条及び第三十八条、新介護老人保健施設条例第二十三条及び第三十九条、新指定介護療養型医療施設条例第二十三条及び第四十一条、新指定居室サービス等基準条例第二十二条(新指定居室サービス等基準条例第二十七条の四及び第三十二条において準用する場合を含む。))、第四十二条(新指定居室サービス等基準条例第四十七条において準用する場合を含む。))、第六十条、第六十九条、第七十七条、第八十七条(新指定居室サービス等基準条例第九十二条及び第九十九条において準用する場合を含む。))、第一百七十七条、第三百二十二条(新指定居室サービス等基準条例第四十五条の三及び第二百五十一条において準用する場合を含む。))、第四百二十二条、第四百六十二条、第四百七十一条、第四百八十六条、第四百九十六条及び第二百零七条(新指定居室サービス等基準条例第二百十一条及び第二百零二条において準用する場合を含む。))、第七十二条、第九十六条、第一百一十一条(新指定介護予防サービス等基準条例第二百九条の三及び第三百三十五条において準用する場合を含む。))、第二百三十三条、第四百二十二条、第五百五十四条、第七十条、第八十三條及び第九十三条(新指定介護予防サービス等基準条例第二百七条及び第二百七条において準用する場合を含む。))、新介護医療院条例第二十二条及び第三十八条並びに新軽費老人ホーム条例第七条(新軽費老人ホーム条例第二十七条及び附則第八条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは

「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新養護老人ホーム条例第七十二条の二、新特別養護老人ホーム条例第十九条の二（新特別養護老人ホーム条例第十三条、第三十九条及び第四十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第二十三条の二（新指定介護老人福祉施設条例第四十一条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設条例第二十四条の二（新介護老人保健施設条例第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設条例第二十四条の二（新指定介護療養型医療施設条例第四十四条において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス等基準条例第二十三条の二（新指定居宅サービス等基準条例第二十七条の四、第三十二条、第四十三条、第四十七条、第六十一条、第七十条、第七十八条、第九十条、第九十二条、第九十九条、第一百八条、第一百三十四条（新指定居宅サービス等基準条例第四十五条において準用する場合を含む。）、第四百四十五条の三、第五百五十一条、第六十四条（新指定居宅サービス等基準条例第七十四条において準用する場合を含む。）、第二百九条及び第二百二十条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第三十九条の二（新指定介護予防サービス等基準条例第四十六条、第五十六条、第六十五条、第七十三条、第九十七条、第一百三十三条（新指定介護予防サービス等基準条例第二十六条において準用する場合を含む。）、第二百二十九条の三、第三百三十五条、第四百四十四条（新指定介護予防サービス等基準条例第五十七条において準用する場合を含む。）、第七十二条、第八十五条、第九十五条、第二百条及び第二百七条において準用する場合を含む。）、新介護医療院条例第二十三条の二（新介護医療院条例第四十一条において準用する場合を含む。）並びに新軽費老人ホーム条例第十八条の二（新軽費老人ホーム条例第二十七条及び附則第八条において準用する場合を含む。）の規定については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第二十三条の三第三項（新指定居宅サービス等基準条例第二十七条の四、第三十二条、第四十三条、第四十七条、第六十一条、第七十条、第七十八条及び第二百二十条において準用する場合を含む。）、第八十九条の二第二項（新指定居宅サービス等基準条例第九十二条、第九十九条、第三百三十四条（新指定居宅サービス等基準条例第四十五条において準用する場合を含む。）、第四百四十五条の三、第五百十一条、第八十八条及び第九十八条において準用する場合を含む。）、第一百七十七条の二第二項（新指定居宅

サービス等基準条例第六十四条（新指定居宅サービス等基準条例第七十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第二百八条の二第三項（新指定居宅サービス等基準条例第二百一十一条において準用する場合を含む。）並びに新指定介護予防サービス等基準条例第三十九条の二の二第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第四十六条、第五十六条、第六十五条、第七十三条及び第二百七条において準用する場合を含む。）、第九十四条の六第二項（新指定介護予防サービス等基準条例第四十四条（新指定介護予防サービス等基準条例第五十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第一百十二条の二第二項（新指定介護予防サービス等基準条例第二百六条、第二百九条の三、第三百三十五条、第七十二条及び第八十五条において準用する場合を含む。）及び第九十四条の二第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第二百条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

5 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新養護老人ホーム条例第十条第二項、新特別養護老人ホーム条例第十九条第二項（新特別養護老人ホーム条例第三十九条において準用する場合を含む。）及び第三十一条第三項（新特別養護老人ホーム条例第四十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第二十三条第二項及び第三十九条第三項、新介護老人保健施設条例第二十四条第二項及び第四十条第三項、新指定介護療養型医療施設条例第二十四条第二項及び第四十二条第三項、新指定居宅サービス等基準条例第八十七条の二第一項（新指定居宅サービス等基準条例第九十二条、第九十九条、第一百八条、第三十四条、第四十五条の三、第五十一条及び第六十四条において準用する場合を含む。）、第四百三十三条第三項及び第七十二条第三項、新指定介護予防サービス等基準条例第九十六条の二第一項（新指定介護予防サービス等基準条例第十三条、第二百二十九条の三、第三百三十五条及び第四百四十四条において準用する場合を含む。）、第二百二十四条第三項及び第五百五十五条第三項、新介護医療院条例第二十三条第三項及び第三十九条第四項並びに新軽費老人ホーム条例第十八条第二項（新軽費老人ホーム条例第二十七条及び附則第八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

6 この条例の施行の日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設条例第三十四条第一項第一号イ②の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設条例第五条第一項第三号イ及び第三十九条第一項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう

努めるものとする。

7 前項の規定は、新特別養護老人ホーム条例第二十八条第四項第一号イ(2)及び第四十二条第四項第一号イ(2)、新指定介護療養型医療施設条例第三十五条第二項第一号イ(2)、第三十六条第二項第一号イ(2)及び第三十七条第二項第一号イ(2)、新指定居宅サービス等基準条例第三百三十七条第六項第一号イ(2)並びに新指定介護予防サービス等基準条例第二百一十条第六項第一号イ(2)の規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の上欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新特別養護老人ホーム条例第二十八条第四項第一号イ(2)及び第四十二条第四項第一号イ(2)	入所定員	新指定介護老人福祉施設条例第五項第三号イ	入居定員	新特別養護老人ホーム条例第十条第一項第四号イ
	第三十九条第一項	第三十一条第一項(第四十四条において準用する場合を含む。)	新指定介護療養型医療施設条例第一項第二号及び第三号、同条第二項第二号及び第三号、同条第三項第二号及び第三号、附則第二号、附則第三条、附則第九条並びに附則第十条第二号及び第三号	新指定介護療養型医療施設条例第一項第二号及び第三号、同条第二項第二号及び第三号、同条第三項第二号及び第三号、附則第二号、附則第三条、附則第九条並びに附則第十条第二号及び第三号
新指定介護療養型医療施設条例第三十五条第二項第一号イ(2)、第三十六条第二項第一号イ(2)及び第三十七条第二項第一号イ(2)	入所定員	新指定介護老人福祉施設条例第五項第三号イ	入院患者の定員	新指定介護療養型医療施設条例第四項第一項第二号及び第三号、同条第二項第二号及び第三号、同条第三項第二号及び第三号、附則第二号、附則第三条、附則第九条並びに附則第十条第二号及び第三号
	第三十九条第一項	第三十一条第一項(第四十四条において準用する場合を含む。)	新指定介護療養型医療施設条例第一項第二号及び第三号、同条第二項第二号及び第三号、同条第三項第二号及び第三号、附則第二号、附則第三条、附則第九条並びに附則第十条第二号及び第三号	新指定介護療養型医療施設条例第一項第二号及び第三号、同条第二項第二号及び第三号、同条第三項第二号及び第三号、附則第二号、附則第三条、附則第九条並びに附則第十条第二号及び第三号
新指定居宅サービス等基準条例第三百三十七条第六項第一号イ(2)	入所定員	新指定介護老人福祉施設条例第五項第三号イ	利用定員	新指定居宅サービス等基準条例第一項第三号
	第三十九条第一項	第三十一条第一項(第四十四条において準用する場合を含む。)	新指定居宅サービス等基準条例第一項第三号	新指定居宅サービス等基準条例第一項第三号
新指定介護予防サービス等基準条例第二百一十条第六項第一号イ(2)	入所定員	新指定介護老人福祉施設条例第五項第三号イ	利用定員	新指定介護予防サービス等基準条例第一項第三号
	第三十九条第一項	第三十一条第一項(第四十四条において準用する場合を含む。)	新指定介護予防サービス等基準条例第一項第三号	新指定介護予防サービス等基準条例第一項第三号

8 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室、療養室又は病室(以下この項において「居室等」という。)であつて、第二条の規定による改正前の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第二十八条第四項第一号イ(4)(二)及び第四十二条第四項第一号イ(4)(二)、第三条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第三十四条第一項第一号イ(3)(二)、第五条の規定による改正前の介護保

療法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第三十五条第二項第一号イ(3)(二)、第六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第三百三十七条第六項第一号イ(4)及び第七条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第二百二十条第六項第一号イ(4)の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

9 この条例の施行の日から起算して六月を経過する日までの間、新養護老人ホーム条例第二十条第一項、新特別養護老人ホーム条例第二十三条第一項(新特別養護老人ホーム条例第三十三条、第三十九条及び第四十四条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設条例第三十条第一項(新指定介護老人福祉施設条例第四十一条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設条例第三十一条第一項(新介護老人保健施設条例第四十二条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設条例第三十一条第一項(新介護療養型医療施設条例第三十一条第一項(新介護療養型医療施設条例第四十一条において準用する場合を含む。))及び新軽費老人ホーム条例第二十二條第一項(新軽費老人ホーム条例第二十七条及び附則第八条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第一号から第三号までに定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

10 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新養護老人ホーム条例第十七条の三第二項第三号、新特別養護老人ホーム条例第二十条の二第二項第三号(新特別養護老人ホーム条例第三十三条、第三十九条及び第四十四条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設条例第二十五条の二第二項第三号(新指定介護老人福祉施設条例第四十一条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設条例第二十六条の二第二項第三号(新指定介護療養型医療施設条例第四十四条において準用する場合を含む。)、新介護療養型医療施設条例第二十六条の二第二項第三号(新指定介護療養型医療施設条例第四十四条において準用する場合を含む。)、新介護療養型医療施設条例第二十六条の二第二項第三号(新指定介護療養型医療施設条例第四十四条において準用する場合を含む。)、新介護療養型医療施設条例第二十五条の二第二項第三号(新介護療養型医療施設条例第四十一条において準用する場合を含む。))及び新軽費老人ホーム条例第十八条の三第二項第三号(新軽費老人ホーム条例第二十七条及び附則第八条において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、養護老人ホ

ーム、特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院及び軽費老人ホームは、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に行うとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めるものとする。